

朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員委嘱式並びに第1回策定委員会
次 第

日 時 令和7年7月30日（水）午前10時～
場 所 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 委嘱式

- 1) 委嘱状交付
- 2) 教育長あいさつ

2 第1回策定委員会

- 1) 委員長の互選について
- 2) 副委員長の互選について
- 3) 第3期朝霞市教育振興基本計画案の策定について
 - ①計画の概要について
 - ②第2期計画の検証について
 - ③教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化について
 - ④朝霞市の目指す教育の姿（案）について
 - ⑤その他

○朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例

平成25年1月15日条例第5号

朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により朝霞市教育振興基本計画案（以下「計画案」という。）を作成するため、朝霞市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、計画案を作成し、教育委員会に答申する。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 市職員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画案を答申する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	所属・職名	氏名
1	十文字学園女子大学 教授	塚田 昭一
2	朝霞市立朝霞第六小学校 校長	小島 孝之
3	朝霞市立朝霞第一中学校 校長	唐松 善人
4	朝霞市立朝霞第九小学校 教頭	南雲 秀隆
5	朝霞市立朝霞第四中学校 教頭	金井 邦夫
6	朝霞花の木幼稚園 園長	行平 かおる
7	朝霞市立本町保育園 園長	伊地知 くみ子
8	朝霞市保護者代表連絡会 事務局長	西 明
9	朝霞市社会教育委員会 議長	金子 幸男
10	朝霞市文化協会 会長	平塚 誠
11	朝霞市スポーツ協会 理事長	塩味 光夫
12	公募市民	坂 真吾
13	公募市民	畑田 奈央美
14	朝霞市教育委員会 学校教育部長	福士 昌三
15	朝霞市教育委員会 生涯学習部長	奥山 雄三郎

○朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会設置要領

令和2年1月27日要領第1号

朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 朝霞市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として、朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が朝霞市教育振興基本計画案（以下「計画案」という。）を検討するための素案を作成し、委員会へ提出する。

2 委員会が計画案作成のために、情報等が必要な場合、部会が調査検討して対応する。

(組織)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は学校教育部長を、副部会長は生涯学習部長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育総務課長
- (2) 教育管理課長
- (3) 教育指導課長
- (4) 学校給食課長
- (5) 生涯学習・スポーツ課長
- (6) 文化財課長
- (7) 中央公民館長
- (8) 図書館長

4 部会員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会員名簿

No.	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	部 会 長	学校教育部長	福士 昌三
2	副 部 会 長	生涯学習部長	奥山 雄三郎
3	部 会 員	学校教育部次長兼教育総務課長	関口 豊樹
4		教育管理課長	横瀬 修克
5		教育指導課長	手島 牧子
6		学校給食課長	星加 敏昭
7		生涯学習部次長兼 生涯学習・スポーツ課長	長谷 修
8		文化財課長	藤原 真吾
9		生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川 政昭
10		図書館長	増田 潔

第1章 総論



朝霞市キャラクター
「ぼぼたん」

1 計画の趣旨・性格・期間・位置付け

(1) 計画の趣旨

本市では、平成25年度からおおむね10年先を見通した教育の理念を定めた朝霞市教育振興基本計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、教育の振興に取り組んでまいりました。

第1期計画においては、豊かな人間性を育むための道德教育の充実、基礎的な学力を確実に習得させるための指導方法の工夫改善、家庭と連携したこどもの健康づくり、健康教育や*食に関する指導の充実、生涯を通じた多様な学習活動の推進などを実施してまいりました。

第2期計画においては、少子高齢化や急速な技術革新、*グローバル化など、変化の激しい社会の中で、教育では*主体的・対話的で深い学びの実現や、*人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツの推進などを実施してまいりました。

第2期計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、学校生活でも様々な制約を余儀なくされ、生涯学習においても事業の中止や縮小などの影響を受けてまいりました。

一方で、GIGAスクール構想によって整備されたICT環境を活用し、児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心に合わせた学びや、児童生徒同士の相互のやり取りの中で理解を深める学習が行われるようになりました。日々の実践の中でデジタル技術のよさを生かし、コロナ禍前の学校とは大きく異なる多様な教育活動が生み出されています。

その他、少子高齢社会の到来や、急速なグローバル化の進展、*超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換している中で、教育には、こどもたちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、生涯を通して多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

このように、社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、社会を担うこどもたちの力を育ていく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本市の今後の5年間の教育に関する基本的な計画として、「第3期朝霞市教育振興基本計画（以下、「第3期計画」という。）」を策定します。

第3期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第2期計画の成果と課題などとともに「第6次朝霞市総合計画（令和8年度～令和12年度）」や「朝霞市教育大綱」を踏まえ、また国及び県の新たな「教育振興基本計画」も参考にしながら、*SDGsの達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市教育の目標と施策の体系を示していきます。

(2) 計画の性格

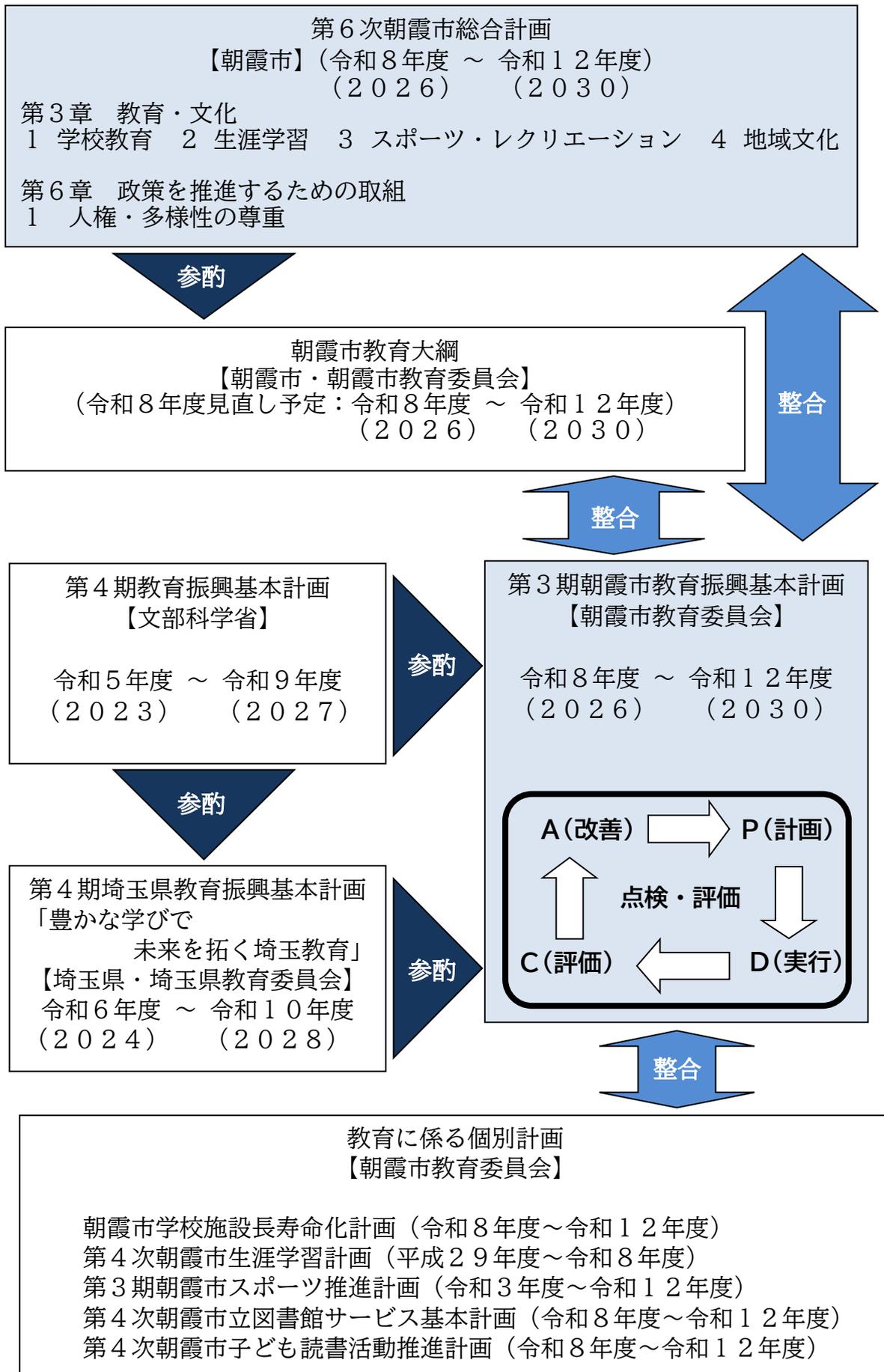
本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興施策に関する基本的な計画として、国の第4期教育振興基本計画（令和5年度（2023）年度～令和9（2027）年度）、埼玉県の第4期教育振興基本計画（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）を参酌しつつ、第6次朝霞市総合計画前期基本計画（令和8（2026）年度から令和12（2030）年度）との整合性を図り、本市における教育振興を図るための基本的な計画です。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

第1章 総論

(4) 計画の位置付け



2 第2期計画の検証

第2期計画では、おおむね5年先を見通した基本理念を「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」として、2つの基本方針、10の基本目標、101（再掲含む）の取組を実施してまいりました。

その中で教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、本計画の施策やその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、教育行政施策評価報告書として作成・公表しています。

ここでは、第2期計画の検証として、令和元年度から令和6年度までの実績等の状況を検証していきます。

計画期間中には、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、各指標における活動が大きく制約されたことから、主に各指標の実績及び今後の取組について検証を行います。

基本目標1 朝霞の次代を担う人材の育成 【主担当課：教育指導課】

基本目標1「朝霞の次代を担う人材の育成」の施策は7つです。

各施策での主な取組状況としては、「豊かな心を育む教育の推進」、「人権を尊重した教育の推進」と「体力の向上と学校体育活動の推進」では、道徳教育、*人権教育や体力向上などについて、研究開発学校の指定による研究発表会等を活用し、各学校の授業において実践してまいりました。

「いじめ・不登校対策の推進」では、*いじめのアンケート調査の実施やいじめ防止月間を設定するなど、一つ一つの事象に対して確実に対応してまいりました。

「生徒指導・教育相談の充実」では、教育相談体制として*スクールカウンセラー、*さわやか相談員や*サポート相談員を、また、希望する学校には*学生サポート、*スチューデントサポーターを配置し、多様化する相談内容に適切に対応してまいりました。

「健康の保持・増進」では、*食に関する指導において家庭との連携を推進し、充実に努めています。また、新たに第八小学校に自校給食室を整備いたしました。

「小学校と幼稚園・保育園の連携の推進」では、毎年度、小学校入学前に幼保小連絡会を行い、必要な支援をつなぐことで*小1プロブレムへの対応を実施してまいりました。

第1章 総論

□指標名：「規律ある態度」達成状況【総合計画指標】

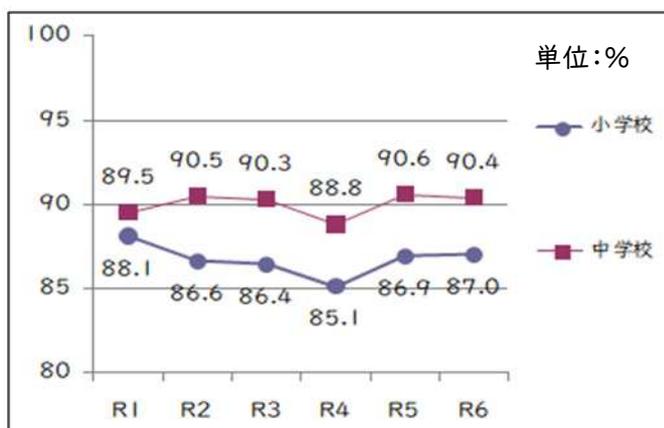
【主担当課：教育指導課】

コロナ禍における教育活動が展開された令和4年度は一旦落ち込みましたが、その後回復しています。「整理整頓」、「あいさつ」、「学習準備」、「話を聞き発表する」の4点について、重点的に取り組む必要があります。

計画策定時（令和元年度）	小学校88.1%、中学校89.5%
目標値（令和7年度）	小・中学校とも全項目の平均達成率が90%を上回る

実績（R1～R6）

※県内の全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率



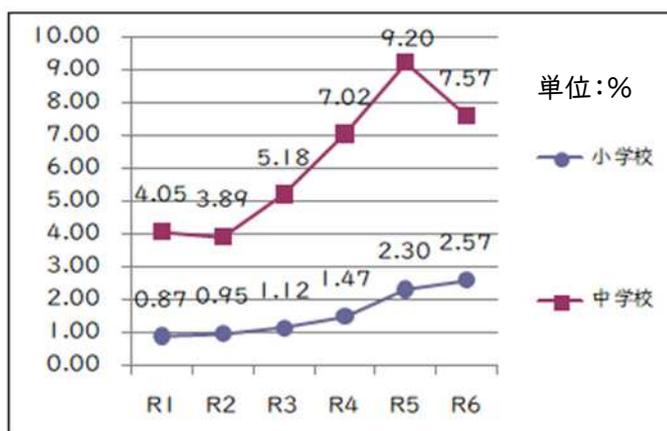
□指標名：不登校児童・生徒の割合 【主担当課：教育指導課】

不登校は本市における重要課題の一つであり、その背景には様々な要因が複雑に絡み合っています。また、不登校に対する考え方も変容してきており、子どもたちそれぞれの実態に応じ、学びを止めない取組を実施していく必要があります。小学校では、低学年の不登校児童数が増加傾向にあります。

計画策定時（令和元年度）	小学校0.87%、中学校4.05%
目標値（令和7年度）	小学校0.43%、中学校3.85%

実績（R1～R6）

※年度内に30日以上欠席した児童・生徒の割合（病気や経済的理由を除く）



第1章 総論

□指標名：新体力テスト総合評価ABCの割合 【主担当課：教育指導課】

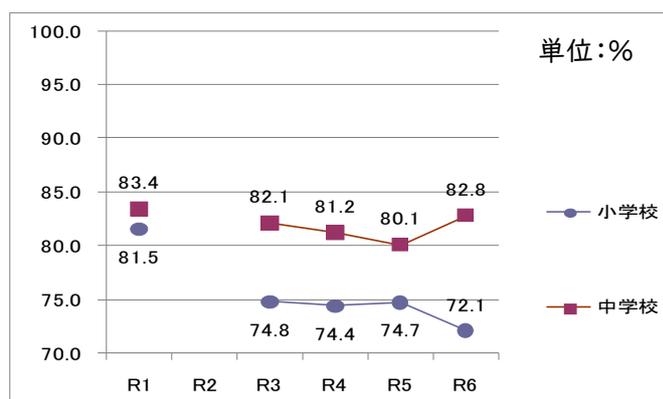
コロナ禍において、密となる環境での運動が制限された影響も考えられます。また、その他にも様々な社会的要因により、身体を動かす習慣が身に付いていない傾向があります。このような課題を解決するため、各校の体育部・体力向上推進委員会を中心に、体育授業の改善やこどもたちの体力向上を図る取組が実施されています。

計画策定時（令和元年度）	小学校81.5%、中学校83.4%
目標値（令和7年度）	小学校85%、中学校85%

実績（R1～R6）

※R2は小・中学校ともに実施なし

※毎年4月～7月の間で実施。総合評価A～EのうちのA～Cに位置する児童生徒の割合



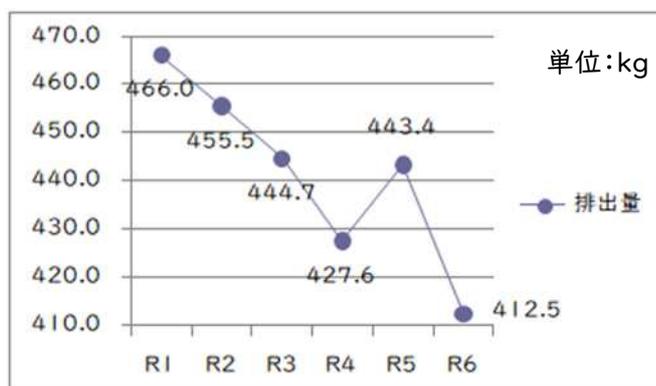
□指標名：給食残菜の排出量 【主担当課：学校給食課】

計画策定時から残菜量は減少し、令和3年度からは目標値を達成しています。今後も残菜が少なくなるような献立作りに努めます。

計画策定時（令和元年度）	466.0kg
目標値（令和7年度）	452kg

実績（R1～R6）

※学校給食センターと自校給食校を合わせた1日平均の排出量



基本目標2 確かな学力と自立する力の育成 【主担当課：教育指導課】

基本目標2「確かな学力と自立する力の育成」の施策は6つです。

各施策での主な取組状況としては、「確かな学力の育成」では、小学校*低学年補助教員や*あさか・スクールサポーターを配置し、学習形態を*少人数指導等にすることで工夫をまいりました。

「進路指導・キャリア教育の推進」では、ゲストティーチャーとしての地域人材の積極的な活用のほか、中学生社会体験チャレンジなど、地域での社会体験活動やふれあい活動により、社会や職業などへの関心や意欲を高めてまいりました。

「伝統と文化を尊重し国際性をはぐくむ教育の推進」では、令和2年度から小学校外国語教育が実施され、*小学校専任外国人講師の更なる活用に取り組んでまいりました。

「技術革新に対応する教育の推進」では、校務用パソコンの整備を進め、指導案や教材などの*アーカイブ化を進めています。また、一人一台のタブレット端末を活用した学習の在り方について研究を行ってまいりました。

「主体的に社会の形成に参画する力の育成」では、小学校3年生で「あさかのかんきょう（副読本）」を活用し、地域の環境教育に取り組んでまいりました。総合的な学習の時間などを活用し、車椅子体験などを行い、他人を思いやる心や社会に貢献する態度などを身に付けるよう努めてまいりました。

「共生社会を目指した支援・指導の充実」では、*共生社会の形成に向けた*インクルーシブ教育システムの構築を進めてまいりました。また、障害の重度・重複化及び多様化に対応するため、医療的ケア児への看護師配置や、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員等の配置を計画的に行うとともに、合理的配慮の提供を行うなど、きめ細かい指導を進めてまいりました。

第1章 総論

□指標名：学習状況調査の達成状況【総合計画指標】

【主担当課：教育指導課】

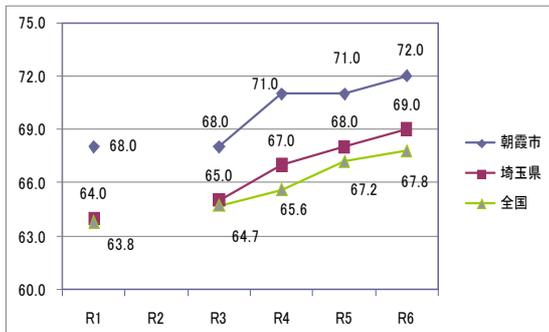
小学校・中学校ともに、全ての教科において、全国・県平均とともに上回りました。特に、R5の中学校英語については、全国平均値を7.4ポイントと大きく上回っています。これは、本市が独自に採用している英語指導助手（ALT）の、授業における効果的な活用が大きく起因していると考えられます。

計画策定時 (令和元年度)	小学校 国語68%、算数69% 中学校 国語74%、数学63%、英語59% 全て全国平均値を上回っている
目標値(令和7年度)	全国平均値を上回る

実績(R1~R6)

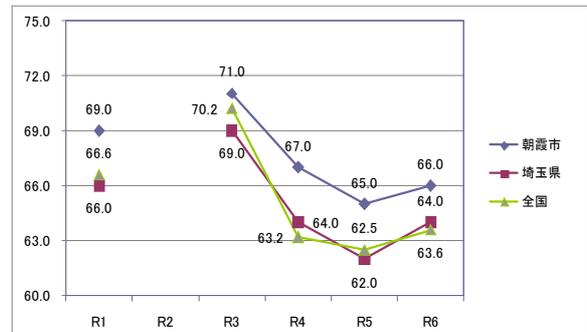
※R2は実施なし

【小学校国語】

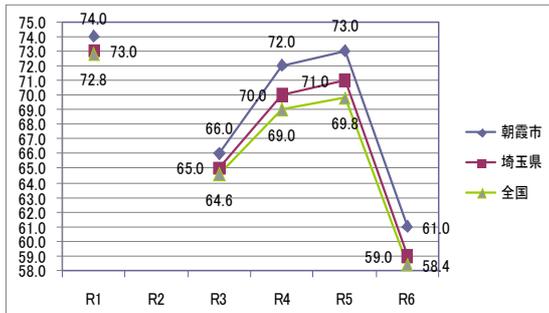


【小学校算数】

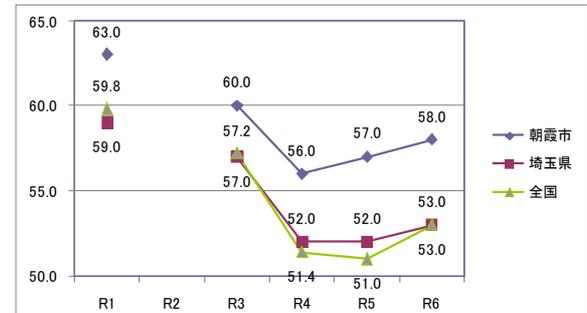
単位:%



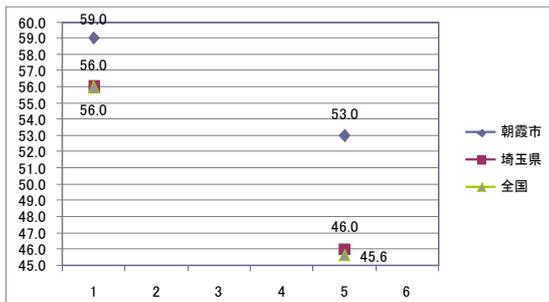
【中学校国語】



【中学校数学】



【中学校英語】



※小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される全国学力・学習状況調査における平均正答率

※R3・4・6は未実施

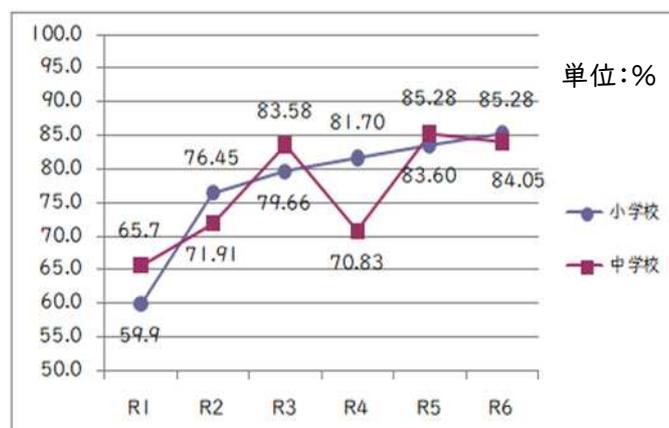
□指標名：授業にICTを活用して指導する能力 【主担当課：教育指導課】

数値が伸び悩んでいるのは、コロナ禍によって国のGIGAスクール構想が前倒しとなり、急速にICT環境整備が進み、授業における教員のICT活用能力を求めたことや長年アナログ方式の教育を経験してきた教員が一定数存在することが原因の一つと考えられます。

現在は、研究発表校における取組を参考に、市内全ての小・中学校において一人一台の端末を効果的に活用した学習が行われています。

計画策定時（令和元年度）	小学校59.9%、中学校65.7%
目標値（令和7年度）	小学校95.0%、中学校95.0%

実績（R1～R6）



※学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」または「ややできる」と回答した教職員の割合

基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

【主担当課：教育指導課】

基本目標3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況としては、「教職員の資質・能力の向上」では、*教科等指導員を配置するとともにあさか教師塾の開催、経験年数等に応じた各種研修会や研究開発校の指定などの取組を実施したことにより資質・能力の向上が図られていると考えています。

「子どもたちの安全・安心の確保」では、緊急地震速報の活用や火災・地震・竜巻などの災害の条件を変えた避難訓練など、学校で創意工夫して「自分の身は自分で守る」という児童生徒の育成に努めてまいりました。

「快適な教育環境の整備充実」では、継続的な施設改修等に加え、全ての小・中学校の屋内運動場にエアコンを設置いたしました。

□指標名：「教科等指導員」を任命した教科等の数（教科）【総合計画指標】

【主担当課：教育指導課】

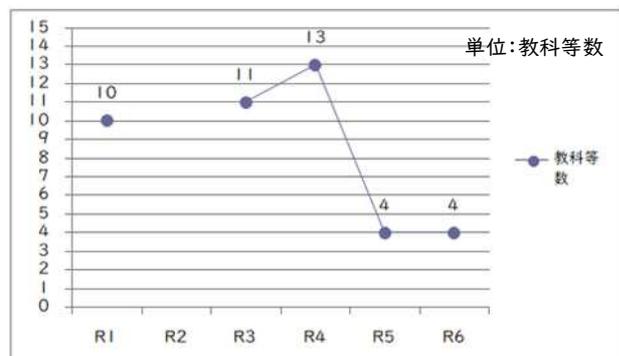
数値が伸び悩んでいるのは、若手教職員の採用増加に伴い、中堅・ベテラン層の教職員の割合が減少し、経験豊富な教職員の指導力を継承する機会が減少している傾向にあります。また、各教科・領域等に優れた指導力をもつ教職員は、その多くが管理職等となり、教科等指導員の基準から除外されてしまうことが原因と考えられます。今後も、管理職による指導をはじめ、本市教育委員会が行う学校訪問によって、教職員一人一人の指導力向上に取り組んでいく必要があります。

計画策定時（令和元年度）	10教科等
目標値（令和7年度）	15教科等

実績（R1～R6）

※R2は実施なし

※指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数



※教科等：国語、社会、算数・数学、理科、生活科、音楽、図工・美術、技術科、家庭科、体育・保健、道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援

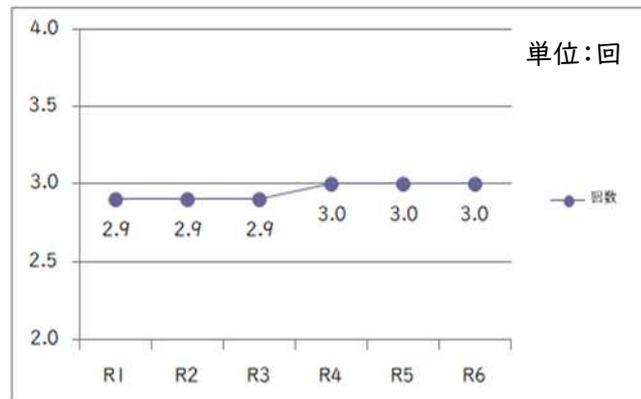
□指標名：避難訓練の1校あたりの実施回数 【主担当課：教育指導課】

地震や火災のほかにも、警察と連携した不審者対応避難訓練や水害を想定した垂直避難訓練など、いざという時に教職員が判断して動けるよう、また、子どもたちが自ら考え行動できるよう各校が内容を工夫して実施しています。

計画策定時（令和元年度）	2.9回
目標値（令和7年度）	3回

実績（R1～R6）

※市内小・中学校の避難訓練の実施回数



□指標名：屋内運動場のエアコン設置校数 【主担当課：教育総務課】

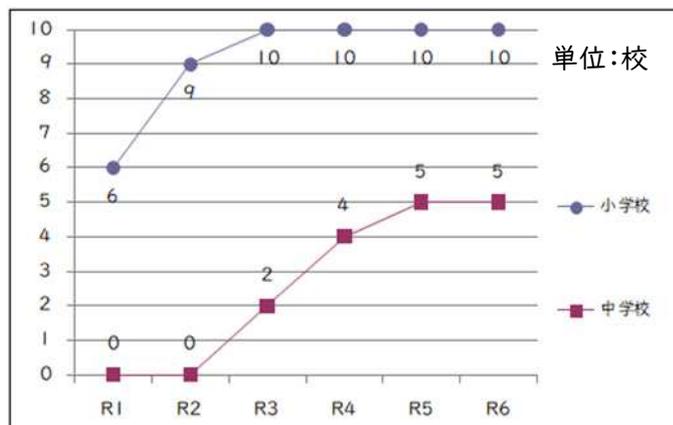
子どもたちの熱中症対策など、教育環境の充実を目的として、平成30年度から各年度3校ずつ整備を実施し、令和5年度までに市内の小中学校15校すべての屋内運動場にエアコンを整備することができました。

今後も、安心・安全な教育環境の整備充実に向けて、施設の適切な維持管理を行うとともに、設備の改修・更新及び学校施設の改修・改築等を計画的に実施する必要があります。

計画策定時（令和元年度）	小学校6校
目標値（令和7年度）	小学校10校、中学校5校

実績（R1～R6）

※屋内運動場にエアコンを設置している市内小・中学校の数



基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

【主担当課：教育管理課】

基本目標4「学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進」の施策は1つです。

主な取組状況としては、「コミュニティ・スクールの設置推進」では、市内全小・中学校に設置された学校運営協議会などを通じて得られた意見を学校経営・学校運営に反映させながら、体験活動や奉仕活動、防犯活動等を推進することで、地域で子どもを育てようとする意識が醸成されてきています。『学校応援団の活動の充実』では、特色ある学校づくりにおいて、児童生徒や地域等、各学校の実態を踏まえた上で、専門的な知識や技能を持つ市民を積極的に支援員として活用し、学校・家庭・地域が一体となった活動ができています。

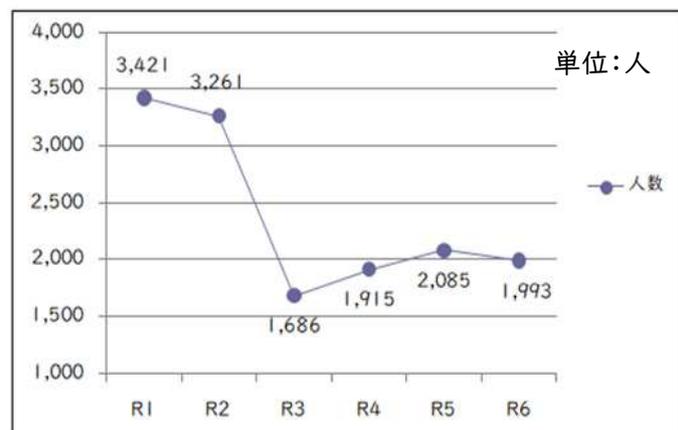
□指標名：学校応援団の活動人数【総合計画】 【主担当課：教育指導課】

令和3年度に一旦落ち込んだのは、コロナ禍において学校に人を呼び込むことができなくなったことが大きな原因として挙げられます。今後は、コミュニティスクールとして学校運営協議会が核となり、地域に開かれた学校づくりを進めることによって、学校教育に携わる地域住民等が増加していくものと考えられます。

計画策定時（令和元年度）	3,421人
目標値（令和7年度）	3,850人

実績（R1～R6）

※市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数



□指標名：学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクール）学校数

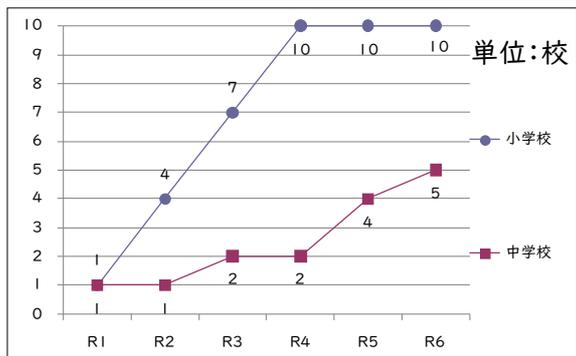
【主担当課：教育管理課】

令和6年度当初に市内全小・中学校に学校運営協議会の設置が終了しました。今後は、地域、保護者、学校が協働した学校づくりを進めていく必要があります。また、各校においては様々な専門分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進める必要があります。

計画策定時（令和元年度）	小学校 1校、中学校1校
目標値（令和7年度）	小学校10校、中学校5校

実績（R1～R6）

※学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール）した小中学校数



基本目標5 生涯学習活動の推進 【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標5「生涯学習活動の推進」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況として「生涯学習推進体制の充実」では、各種計画や事業の進捗状況を適切に把握するとともに、全庁的な生涯学習推進体制の充実を図ってまいりました。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加を促すために、学習講座を企画、実施する団体に補助金を交付し活動を支援してまいりました。

「学習情報の提供と学習機会の充実」では、誰もが生涯学習に関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ハンドブック「コンパス」の発行を行うとともに、広報あさか、本市ホームページの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図ってまいりました。

「団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用」では、団体や市民等の主体的な学習活動が継続的に行えるよう、情報提供や指導者の紹介を行う他、団体同士が情報の共有や相談できる場を設けるなどのサポートに努め、活動を担うリーダーやサポーターとなる人材を育成してまいりました。

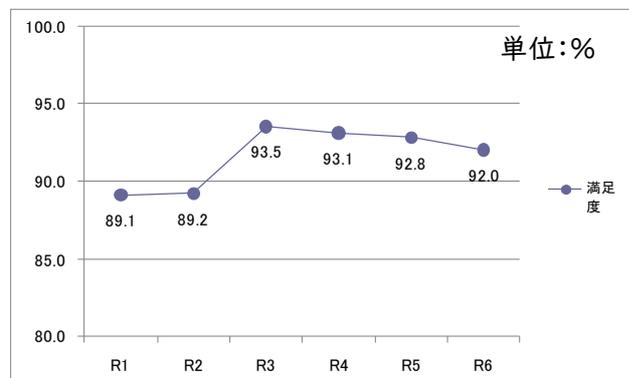
□指標名：事業参加者満足度【総合計画指標】

【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

令和3年度以降、目標値を達成し、横ばいが続いています。引き続き、市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図る必要があります。

計画策定時（令和元年度）	89.1%
目標値（令和7年度）	92.0%

実績（R1～R6）



※生涯学習部の各種自主事業アンケートにおける満足度

基本目標6 学びを支える環境の充実 【主担当課：中央公民館】

基本目標6「学びを支える環境の充実」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「学習活動の支援・充実」では、スポーツ施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。総合体育館は、令和2年度までに大規模改修が完了し、空調設備やエレベーターの整備など、バリアフリー対応を終えています。武道館は、令和6年度までに長寿命化改修工事が完了し、空調設備やエレベーター、車いす昇降機、バリアフリースイレ、授乳室等の整備を終えています。公民館では、デジタル化等も含めた多様化する学習ニーズに応じた事業を実施するとともに、生涯学習の拠点として、地区館の空調設備の改修を順次行い、また、中央公民館の長寿命化改修工事に向けて令和5年度から令和6年度にかけて設計業務を行うなど、学びの環境整備に努めてまいりました。図書館では、乳幼児から高齢者まで誰でも気軽に利用できるよう、令和3年度の大規模改修により、バリアフリースイレ、授乳室等を整備したほか、従来の図書資料の充実とともに電子図書館等によるデジタル化や専門的職員の配置等により、質の高いサービス提供に努めました。博物館では、学芸員等の専門的職員が市の歴史や文化を研究し、その成果について、デジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示、講座、講演会で公開するよう努めてまいりました。また、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、文化財の適切な保存にも努めてまいりました。

「利用しやすい施設の提供」では、社会体育施設の他、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出し、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めてまいりました。公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。

第1章 総論

□指標名：事業参加者数【総合計画指標】 【主担当課：中央公民館】

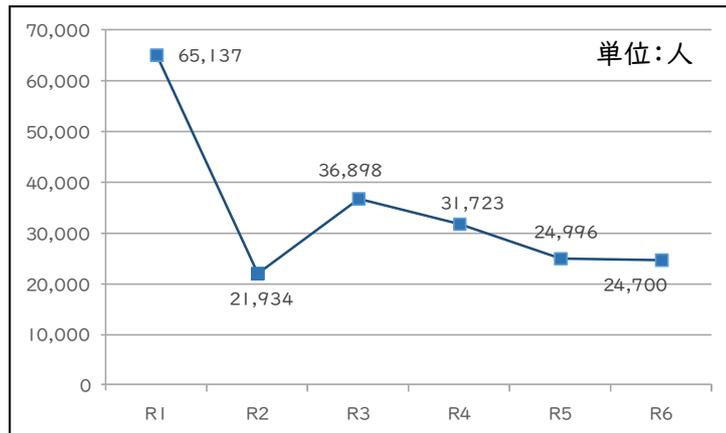
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年度は生涯学習事業の参加者数は大幅に減少しました。その後、回復はしているものの、コロナ禍前の水準には至っていません。

情報ツールや学習方法が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業を実施する必要があります。

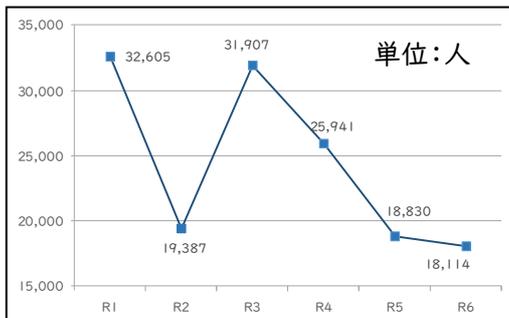
計画策定時（令和元年度）	65,137人
目標値（令和7年度）	70,000人

実績（R1～R6）

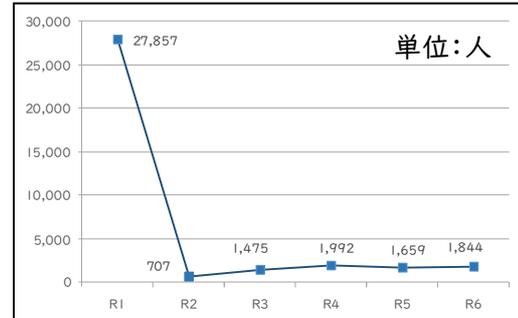
※各施設が行う生涯学習事業の参加者総数



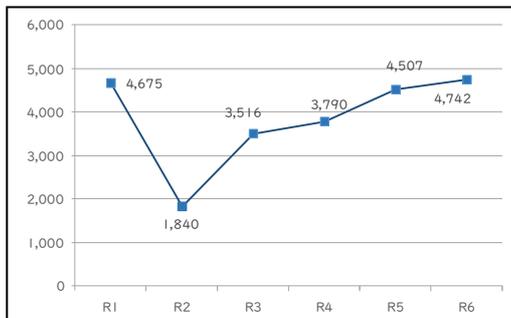
【博物館】



【公民館】



【図書館】



基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標7「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の施策は4つです。

各施策での主な取組状況として「推進体制の充実」では、市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、スポーツ関係団体、学校、大学、民間などの他、庁内の関連部署と連携し、小学生スポーツ教室、市民スポーツ教室、チームライフル体験教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいりました。

「活動情報の提供の充実」では、広報あさか「スポーツ・レクリエーション」の情報掲載、朝霞市ホームページ、課公式X等、様々な情報ツールを活用して情報提供の充実を図ってまいりました。

「スポーツ事業の充実」では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業を中止せざるを得ない状況もありましたが、感染症の5類移行に伴い、事業を短縮して市民スポーツ大会を開催するなど、開催方法等を工夫しながら事業継続しましたが、参加者数は、以前の水準には回復していません。

「団体、指導者の育成・支援と交流の促進」では、スポーツ指導者の資質向上を図るために県などで開催される研修会等の案内を行い、各団体が自主的でつながりのある活動が行えるよう支援してまいりました。

□指標名：週1回以上スポーツを行っている人の割合【総合計画】

【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

検証結果記載	※市民意識調査 次回、令和7年度上半期に実施予定 実施後入力予定
--------	---

計画策定時（令和元年度）	48.4%
目標値（令和7年度）	57.0%

実績（R1～R6）

単位：%

※20歳以上の方を対象に実施したアンケート結果で、週1回以上スポーツを行っている人の割合

グラフ

令和元年度	48.4%
令和7年度	〇〇%

第1章 総論

□指標名：市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数

【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

数値が一旦落ち込んだのは、新型コロナウイルスの感染拡大を受け事業が開催されなかったことが原因として挙げられます。その後、市民スポーツ大会を再開しましたが、参加者数の回復は緩やかです。

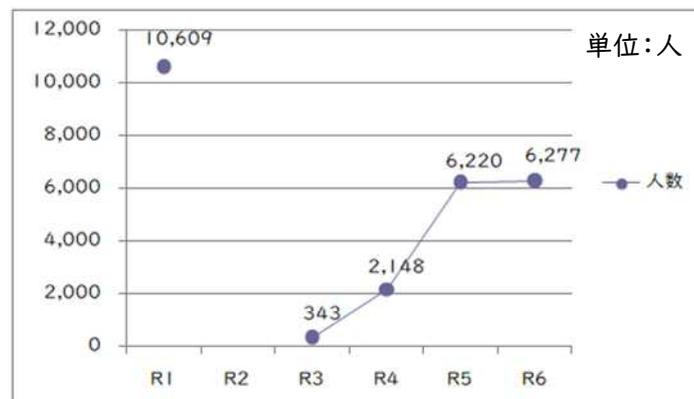
目標達成に向けアンケート調査や朝霞市文化・スポーツ振興公社、朝霞市スポーツ協会と調整を図りながら、参加しやすい大会や魅力ある教室を継続して行っています。

計画策定時（令和元年度）	10,609人
目標値（令和7年度）	14,400人

実績（R1～R6）

※R2は実施なし

※1年間で、市民体育祭やスポーツ教室などに参加した人数



基本目標8 利用しやすい施設の提供 【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標8「利用しやすい施設の提供」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「利用しやすい施設の整備」では、スポーツ施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。総合体育館は、令和2年度までに大規模改修が完了し、空調設備やエレベーターの整備など、バリアフリー対応を終えています。武道館は、令和6年度までに長寿命化改修工事が完了し、空調設備やエレベーター、車いす昇降機、バリアフリースイレ、授乳室等の整備を終えています。

「利用しやすい施設の運営」では、社会体育施設の他、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出し、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めてまいりました。

□指標名：体育施設（14施設）の利用率【総合計画指標】

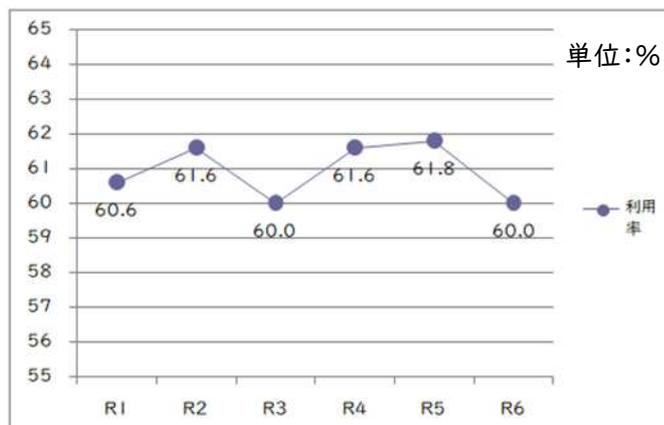
【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

令和3年度に一旦落ち込んだのは、総合体育館をコロナ感染症ワクチン接種会場として使用していたため、一般の利用者が使用できない状況であったことが大きな原因として挙げられます。

今後は、スポーツ施設の修繕等を計画的に進めるとともに、誰でも安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮した施設づくりが必要です。

計画策定時（令和元年度）	60.6%
目標値（令和7年度）	62.0%

実績（R1～R6）



※体育施設（14施設）の
利用率

基本目標9 歴史や伝統の保護・活用 【主担当：文化財課】

基本目標9「歴史や伝統の保護・活用」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況として「文化財の保護・活用・伝承支援」では、市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護や啓発に努めてまいりました。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅」や県指定重要文化財「柵塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成しました。さらに、郷土芸能に関する広報活動を推進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めてまいりました。

「地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開」では、専門職である学芸員有資格者等による地域の専門的な調査研究を行い、その成果をデジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅広く学習できる体制を整えるよう努めてまいりました。また、調査の過程で生じる様々な関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めてまいりました。また、学芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指してまいりました。

「小・中学校等と連携した学習活動」では、各学校が博物館や埋蔵文化財センターを利用しやすいよう、市内小中学校の教諭が委員となっている博物館利用検討委員会の場を活用し、学校と博物館側の情報交換に努めてまいりました。また、地域の歴史を身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めてまいりました。この他、学校からの様々な問い合わせに対応できるよう体制の整備にも努めてまいりました。

□指標名：博物館展示回数【総合計画指標】 【主担当：文化財課】

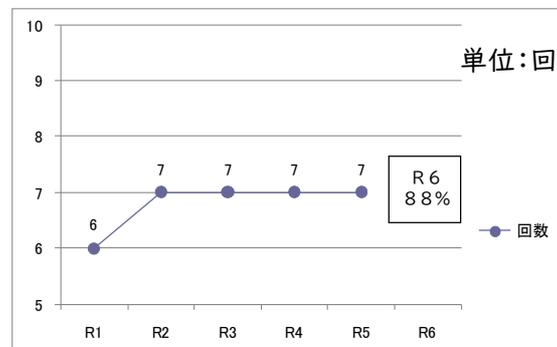
事業の実施状況は、コロナ禍以前の状況に戻すべく、可能な限り定員や回数を増やして事業を展開できたことは重要であると考えます。今後も地域的特色について学術的な調査研究を進め、後世に文化・歴史を伝え、守っていくよう努めていきます。

博物館においては、資料のデジタルアーカイブ化を促進することで、ユニバーサルな視点で市民ニーズに対応するだけでなく、学校教育に対する支援の充実にもつながるため、引き続き学校との連携に努めます。

計画策定時（令和元年度）	6回
目標値（令和7年度）	6回 ※R6年度以降変更 70%

実績（R1～R6）

- ※（R1～R5）
博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展の開催回数
- （R6～）
博物館・旧高橋家住宅で行う展示・事業に対する満足度



基本目標10 芸術文化の振興 【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標10「芸術文化の振興」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「芸術文化の活動の充実支援」では、コロナ感染症前に戻り、芸術文化展、市民芸能まつり、文化祭を開催してまいりました。引き続き、各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催し、市民の交流の機会を図ります。

「発表と鑑賞の機会の充実支援」では、文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の充実を図り、発表内容の多様化に努めてまいりました。今後も市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。また、発表の場でこどもたちの参加が安定している一方、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいます。

□指標名：文化祭入場者数【総合計画指標】

【主担当：生涯学習・スポーツ課】

数値が一旦落ち込んだのは新型コロナウイルスの感染拡大を受け事業が開催されなかったことが原因として挙げられます。その後、事業を少しずつ再開しましたが、参加者数の回復は緩やかです。

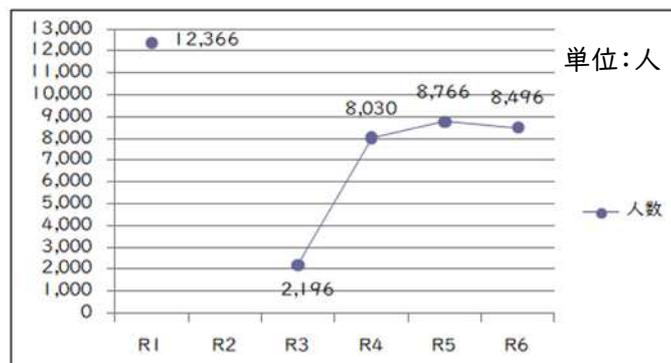
今後も、こどもから地域の学生、高齢の方、また障害のある方等多くの市民が参加できる事業の開催に努めます。

計画策定時（令和元年度）	12,366人
目標値（令和7年度）	14,500人

実績（R1～R6）

※R2は実施なし

※朝霞市文化祭の入場者数



3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

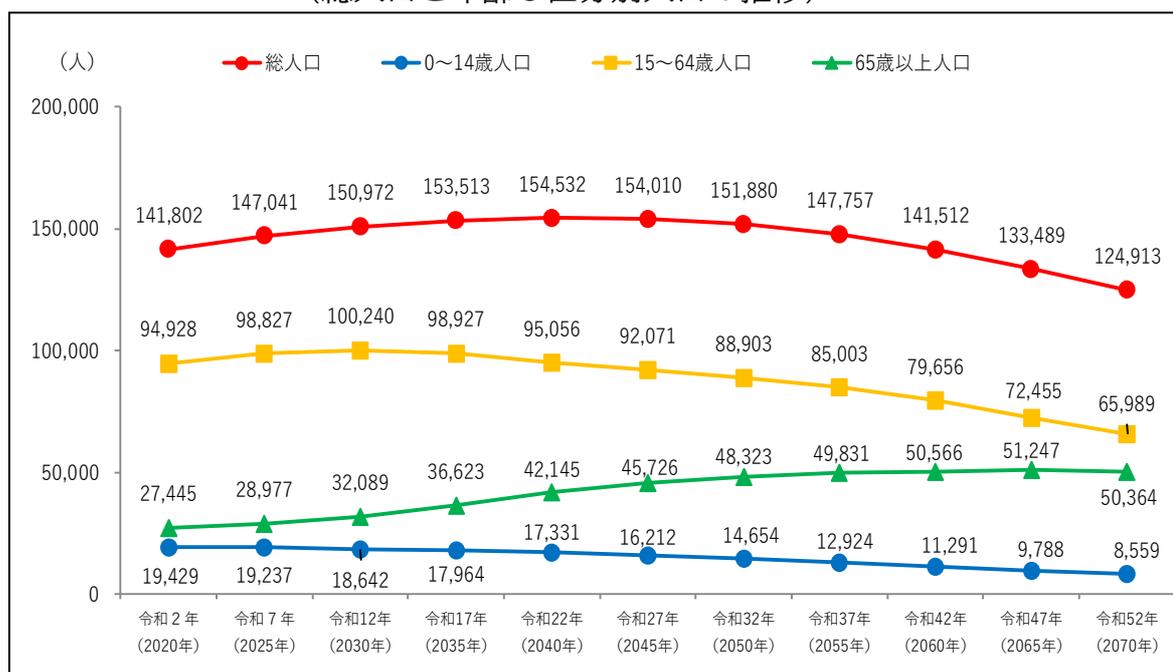
(1) 人口の減少と高齢化の進行

令和6年（2024年）における日本の総人口は、1億2,488万5千人であり、平成28年（2016年）と比較して300万人近い減少となりました。国によれば、日本の総人口は今後も減少傾向で推移し、令和52年（2070年）には8,700万人となるものと推計されています。

本市の総人口は、令和22年（2040年）をピークに減少に転じ、令和52年（2070年）には約12万4,900人となるものと見込まれています。

なお、年齢3区分別人口割合では、65歳以上の老年人口は増加傾向にあること、0～14歳の年少人口はゆるやかに減少していくことが見込まれていることから、緩やかに少子高齢化が進展するものと予想されます。

【本市の人口の将来推計】
(総人口と年齢3区分別人口の推移)



※第6次朝霞市総合計画（素案）より

(2) 感染症後の教育環境の変化と大規模災害の増加

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。なかでも、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX）が大きく進展しました。

本市においても、DXの推進とGIGAスクール構想による一人一台端末の整備により、授業形態が大きく変わりました。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、有効に活用することによって「令和の日本型学校教育」を構築し、全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを推進しています。また、不登校や病気療養、障害、あるいは日本語指導など、特別な支援を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな支援、さらには一人一人の良さを伸ばすための学びの機会を提供するために、ICTのもつ特性を最大限活用した指導を行っています。

このようにDXは、教育の分野にも大きな変革をもたらし、ICTは学校教育の基盤的なツールとして児童生徒の学びを豊かにし、教職員の働き方を効率的なものに変えるなど、様々な課題を解決する大きな可能性を秘めています。

これら技術革新の進展により、今後、ChatGPTなどの生成AIやロボット等が労働を代替する可能性が指摘されており、雇用形態や労働市場の変化が予想されています。

加えて、グローバル化の進展により、国際競争の激化が予想されます。さらに、国際紛争の発生による世界情勢の不安定化など、複雑で変化が激しく、先の見通しが難しい時代となっており、自ら考え判断し、社会の変化に適切に対応していく力が求められています。

また、近年、台風や豪雨による風水害や震災など、甚大な被害をもたらす大規模自然災害が多数発生しています。

こどもたちが安全・安心に過ごせる場所として、環境の視点を重視しながら対策を図るとともに、地域の避難所として、防災機能の強化にも取り組む必要があります。

(3) こどもをめぐる教育的ニーズの多様化

本市小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、令和7年度（2025年度）は平成30年度（2018年度）の約2.2倍の220人超となり、小・中学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。

さらに、不登校児童生徒が全国的にも増加している中、本市においても増加の傾向にあり、令和6年度（2024年度）の本市の不登校児童生徒は453人となっており、令和5年度（2023年度）の441人からやや増加しています。

加えて、本市における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍・日本国籍含む。）は約30人で、10年前の約4.3倍に相当します。こうした中、平成31年（2019年）に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年（2023年）に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどから、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。

その他、ヤングケアラーや、LGBTQの児童生徒への支援など、教育をめぐるニーズは多様化しており、誰もが分け隔てなく同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育への対応が求められています。

また、令和5年（2023年）4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されたことにより、こどもが持つ権利を尊重し、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

(4) 教職員を取り巻く状況の変化

我が国の教員の勤務時間は*OECDによる調査では、調査参加国の中で最長であり、教職員の児童生徒への献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されています。

また、いわゆる超過勤務に相当する時間外在校等時間が、本市の「学校における働き方改革基本方針」の目標である月45時間以内、年360時間以内の教職員の割合は、令和6年度では、小学校52%、中学校24%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。

加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や、教員採用選考試験の受験者数の減少、特別支援学級の増加等による教職員ニーズの高まり等により、教員不足といった課題も生じていることから、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

(5) 社会インフラの老朽化

国民の安全・安心や社会経済活動の基盤となるインフラは、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設の老朽化による不具合が懸念されています。

本市においても、学校教育系施設、社会教育系施設及びスポーツ施設の多くは昭和40年代から昭和50年代に建設されており、小中学校全15校のうち築40年以上の施設が5割を占めるなど、老朽化対策は重要な課題となっています。

そのため、学校施設の長寿命化を図って施設整備のコストを総合的に抑制しつつ、安全・安心で持続的な教育環境を確保していくことを目的とした「朝霞市学校施設長寿命化計画」（令和7年度策定予定）に基づき、計画的に改修や改築を進める必要があります。

なお、改築等にあたっては、長期的な人口推移や社会状況の変化などを的確に捉え、求められる機能、既存の利用方法だけにとどまらない施設の複合化や共有化など様々な観点で検討を進める必要があります。

(6) 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化率の上昇でコミュニティの維持が困難となり、人と人との結びつきが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が難しくなるという指摘があります。

地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、地域の活動・行事への参加や、地域の課題解決に向けた提案など、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることが重要です。

(7) 持続可能な社会の実現

世界共通の目標に掲げられる「SDGs」では、豊かさの追求と地球環境の保護を両立しながら誰一人取り残されず、人間らしく暮らしていくための社会的基盤を達成することが目標とされています。また、脱炭素社会への取組も世界的な潮流となっており、本市においても「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

教育においても、多様な背景や特性、意欲を持つすべての人が、自分らしく学ぶことができる環境を実現するとともに、学びを社会の持続的な発展に還元していくことが求められています。

また、長寿化が進展する人生100年時代を見据え、すべての人のウェルビーイング実現のためにも、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性も一層高まっています。

4 朝霞市の目指す教育の姿

基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、
支え合うまちを目指します

基本目標

学校教育

- (1) 持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 確かな学力と自立する力の育成
- (3) 多様なニーズに対応した教育の推進
- (4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- (5) 学校施設の適切な維持・管理
- (6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

生涯学習

- (7) 生涯にわたる学びの推進
- (8) 学びを支える環境の充実

スポーツ・レクリエーション

- (9) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (10) 利用しやすい施設の提供

地域文化

- (11) 歴史や伝統の保護・活用
- (12) 芸術文化の振興

人権・多様性の尊重

- (13) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

1 基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

本市では、「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を第2期計画の基本理念として教育の振興に取り組んでまいりました。

第2期計画では、変化の激しい社会で自立し、より良く生きるために必要な、知識や技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性などを身につけることに取り組み、「生きる力」を育てまいりました。

第3期計画を作成するにあたり、教育を取り巻く社会の動向を見ますと、情報化やグローバル化といった社会的状況の変化が、これまで以上に加速的に進むことが予想されます。

今後は、これらの動向を踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも児童・生徒一人一人が社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育てていくことが重要であると考えています。

また、人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたっての学習とともに、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげていくことが大切であり、地域の特色を生かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

第3期計画では、第2期計画で育ててきた「生きる力」を土台としつつ、未来に向かって生き抜く力を育てていくために、第3期計画における本市の教育についての基本理念を

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」とします。

●持続可能な開発目標（SDGs）

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」という理念は、持続可能な開発目標（SDGs）と深く結びついており、「質の高い教育（Goal 4）」や「人間らしい暮らしを送る権利（Goal 10）」、「平和と公正を促進する（Goal 16）」などと密接に関連しています。心豊かな教育によって育まれる思いやりや責任感は、環境保護や資源循環型社会への意識向上につながり、自分たちだけでなく未来の世代も幸せになれる社会づくりへの意欲が育まれます。

また、人間性・多様性・協働の心を育むことでSDGs達成への土台となります。

今後この理念を軸として、地域や学校全体で幸福感やつながり、自他共栄の精神を醸成していくことによって、多層的な持続可能な社会づくりへと確実につながっていきます。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、施策を実施していくに当たっては、次の二つの方針を掲げて取り組みます。

■ 学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、よりよい社会を創造する 子どもたちをはぐくみます

子どもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指すことが必要であると考えています。

子どもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力を持って社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

■ 一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワークの構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

3 基本目標

基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間に取り組む教育行政の1.3の基本目標を示します。

【1 学校教育】

(1) 持続可能な社会の創り手の育成

各教科等の学びを基盤とし、様々な情報を活用・統合しながら、課題を発見・解決したり、社会的な価値の創造に結び付けたりしていく資質・能力を育成します。さらに、道徳教育の充実や体験学習・読書活動の推進などにより、児童生徒に豊かな心を育むとともに、いじめや不登校などの課題に取り組みます。また、様々な背景によって学校に生きづらい児童生徒の居場所づくりに努めます。また、健康の保持増進や体力の向上などにより、児童生徒の健やかな体を育成します。

(2) 確かな学力と自立する力の育成

児童生徒一人一人の学びを支える個別最適な学びの充実を図るとともに、探究的な学びをとおして思考力・判断力・表現力を育成します。併せて、家庭や地域と連携し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育む取組を推進します。さらに、情報モラルを含む情報活用能力を身に付け、情報を正しく選択し、活用できる力を育みます。

(3) 多様なニーズに対応した教育の推進

一人一人の能力や特性、状況に応じた多様な学びの機会を整備するとともに、誰もが自分らしく成長できる教育環境を実現します。また、インクルーシブ教育の視点に立った特別支援教育の充実や、外国籍児童生徒への支援などをとおして、包摂的な教育を推進します。

(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

教職員の資質・能力の向上や安心・安全な施設整備及び効果的な教育活動のための学習環境整備を推進することで、質の高い教育を支える教育環境の整備充実を図ります。

(5) 学校施設の適切な維持・管理

学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修や改築を実施するとともに、学校設備の適切な維持管理を行います。

また、過大規模校やプール指導のあり方など、教育課題に対する施設面での解決策を検討します。

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

社会が大きく変化する時代において、子どもたちが豊かで幸せな人生を送るためには、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進していく必要があります。学校、家庭、地域の住民や各団体、企業等が一体となって、健やかな子どもたちの育成に取り組みます。

【2 生涯学習】

(7) 生涯にわたる学びの推進

人生100年時代をより豊かに過ごすためには、生涯学習活動への積極的な参加と地域におけるネットワークづくりが大切です。市民の学習ニーズに応えた情報提供やICT等を活用した「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学べる環境整備を図り、主体的な学習活動を尊重、支援し、家庭・学校・地域や団体との連携による取組を進め、生涯にわたる学びを推進します。

また、子どもがさまざまな学びに取り組める居場所づくりの充実を図ります。

(8) 学びを支える環境の充実

公民館、図書館、博物館は生涯学習の拠点として、デジタル化への対応を含め、社会的課題に対応した事業を実施します。

また、計画的な施設の改修等を進めるとともに誰でも快適に利用できる施設の提供を行います。

【3 スポーツ・レクリエーション】

(9) スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるためには、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会が必要となります。このため、スポーツ関係事業の積極的な広報やスポーツ指導者の育成などを推進します。

(10) 利用しやすい施設の提供

市内のスポーツ施設の老朽化が進む中、安全・安心な施設整備のために計画的な改修を進め、市民が利用しやすいスポーツ施設の提供を図ります。

【4 地域文化】

(11) 歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財の保護・活用を図ることは、その地域が持つ歴史的特徴を市民が知る、学ぶことにつながり、地域への愛着も深まります。博物館があるという強みを生かし、歴史資料の展示や学校と連携した歴史学習を進め、文化・伝統を未来に伝えていきます。

(12) 芸術文化の振興

芸術文化は、人々の心に安らぎや感動をもたらし、人生を豊かにするとともに新たな創造や交流を生み出す力を持っています。市民が多様な芸術文化に親しむことができるよう、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることで、芸術文化の振興を推進します。

【5 人権・多様性の尊重】

(13) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

児童生徒が教育活動全体を通して、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。庁内関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるため、学習機会の提供、人権感覚を高められる啓発事業の充実に努め、人権尊重意識の高揚を図ります。

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらい間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらい間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在籍等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第4期埼玉県教育振興基本計画の概要

1 計画の根拠

教育基本法第17条第2項

2 計画の性格

- (1) 本県教育の振興を図るために定める基本的な計画
- (2) 埼玉県5か年計画を踏まえた、教育行政分野における計画

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

4 第3期計画の検証

- (1) 目標Ⅰ 確かな学力の育成
→ 「主体的・対話的で深い学び」の実践の充実が必要
- (2) 目標Ⅱ 豊かな心の育成
→ 体験活動や道徳教育の推進、教育相談体制の充実が必要
- (3) 目標Ⅲ 健やかな体の育成
→ 体育の授業や体育的行事の充実が必要
- (4) 目標Ⅳ 自立する力の育成
→ 高等学校におけるインターンシップ実施率の向上、特別支援学校における企業等向け学校公開の実施や経済団体等との連携強化が必要
- (5) 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進
→ 多様で適切な教育機会の確保、一人一人の状況に応じた教育の推進が必要
- (6) 目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実
→ 教員のICT活用指導力の向上等、学校教育の質の向上が必要
- (7) 目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上
→ 家庭の教育力向上への取組、コミュニティ・スクールの導入に係る市町村への支援が必要
- (8) 目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進
→ 県民一人一人のニーズに応じた生涯学習情報の充実が必要
- (9) 目標Ⅸ 文化芸術の振興
→ 県立博物館の企画展等の更なる魅力化と情報発信が必要
- (10) 目標Ⅹ スポーツの推進
→ スポーツ実施率が低い世代のニーズに応じたスポーツ機会の提供促進が必要

5 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

- (1) 人口減少と人口構造の変化
- (2) 経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産
- (3) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展
- (4) 子供をめぐる教育的ニーズの多様化
- (5) 教職員を取り巻く状況の変化
- (6) 地域と家庭の状況の変化

6 取り組むべき課題

- (1) 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成
- (2) 多様なニーズに対応した教育の推進
- (3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- (4) 家庭・地域の教育力の向上
- (5) 生涯にわたる学びの推進、文化芸術の振興とスポーツの推進

7 埼玉教育の基本的な考え方

- (1) 基本理念

「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」

県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学びによって、人生や社会の未来を切り拓く力を育むことを目指す。

- (2) 計画全体に共通する視点

- ア 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進
- イ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

8 施策の展開（10の目標、29の施策）

目標	施策
<p>I 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none">「埼玉県学力・学習状況調査」の取組による成果を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実践を充実させるなど、児童生徒一人一人の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進する。「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や教科等横断的な学習を進め、児童生徒の思考力・判断力・表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成するとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化や技術革新に対応する教育、人格形成の基礎を培う幼児教育を推進する。	<ol style="list-style-type: none">1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進2 新しい時代に求められる資質・能力の育成3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進4 技術革新に対応する教育の推進5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進
<p>II 豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none">体験活動を推進するとともに、道徳教育、人権教育の推進を図る。生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応に取り組むほか、発達支持的生徒指導を推進するなど、あらゆる教育活動を通じて生徒指導を推進する。	<ol style="list-style-type: none">6 豊かな心を育む教育の推進7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実8 人権を尊重した教育の推進
<p>III 健やかな体の育成</p> <ul style="list-style-type: none">学校保健の充実や食育の推進などに取り組み、発達段階に応じた健康の保持増進を図る。学校での体育的活動の充実とともに、児童生徒の運動習慣の確立に向けた取組を推進する。	<ol style="list-style-type: none">9 健康の保持増進10 体力の向上と学校体育活動の推進

目標	施策
<p>IV 自立する力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域・企業と連携し、職場体験やインターンシップを実施するなど、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、各学校段階に応じたキャリア教育・職業教育を推進する。 児童生徒が自身に関わるルールの制定過程等に参画する取組や主権者教育の推進など、主体的に社会の形成に参画する力を育成する。 	<p>11 キャリア教育・職業教育の推進 12 主体的に社会の形成に参画する力の育成</p>
<p>V 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための取組や、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進め、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進する。 不登校児童生徒や、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー、LGBTQの児童生徒など、一人一人の状況に応じた支援を図る。 	<p>13 障害のある子供への支援・指導の充実 14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援 15 一人一人の状況に応じた支援</p>
<p>VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員研修の充実や効果的な指導技術の共有化などを通して、教職員の資質・能力の向上を図る。 多様な人材との連携体制の構築など、学校の組織運営を改善する。 社会のニーズに応える特色ある県立高校づくりを推進する。 子供たちの安心・安全の確保、学習環境の整備・充実、私学教育の振興に取り組む。 	<p>16 教職員の資質・能力の向上 17 学校の組織運営の改善 18 魅力ある県立高校づくりの推進 19 子供たちの安心・安全の確保 20 学習環境の整備・充実 21 私学教育の振興</p>

目標	施策
<p>VII 家庭・地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援の充実を図るほか、学校と地域（地域の住民、保護者、企業や団体等）との連携・協働による学びを推進するなど、家庭や地域の教育力の向上に取り組む。 	<p>22 家庭教育支援体制の充実 23 地域と連携・協働した教育の推進</p>
<p>VIII 生涯にわたる学びの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたる学びに必要な知識・技能を身に付け、自らの可能性を最大限に伸ばし、活躍できる環境を整備する。 学びを活用した地域課題解決への支援など、社会教育を推進する。 	<p>24 生涯学び、活躍できる環境整備 25 社会教育の推進</p>
<p>IX 文化芸術の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の文化芸術活動への参加促進や県立博物館等における魅力的な展示の実施などに取り組み、文化芸術活動の充実を図る。 文化財の適切な保存・活用に取り組むなど、伝統文化の継承を図る。 	<p>26 文化芸術活動の充実 27 伝統文化の保存と持続的な活用</p>
<p>X スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民一人一人が興味関心に基づき、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進する。 スポーツ科学によるアスリートの競技力向上など、競技スポーツを推進するとともに、公正で安心なスポーツ活動を推進するため、スポーツ・インテグリティや安心・安全の確保に努める。 	<p>28 スポーツ・レクリエーション活動の推進 29 競技スポーツの推進</p>

9 指標

29の施策ごとに計36（再掲を除く。）の指標を設定（*を付した指標は、埼玉県5か年計画の指標に基づき設定したもの）

施策	指標	現状値	目標値
1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進	「全国学力・学習状況調査」において全国トップクラスにある教科数*	小学校6年生 0教科 中学校3年生 0教科 (令和5年度)	小学校6年生 全教科 中学校3年生 全教科 (令和10年度)
	「埼玉県学力・学習状況調査」において学力を伸ばした児童生徒の割合*	小学校（4年生→6年生）47.5% 中学校（1年生→3年生）46.6% (令和5年度)	小学校（4年生→6年生）67.9% 中学校（1年生→3年生）61.6% (令和10年度)
2 新しい時代に求められる資質・能力の育成	「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数（施策16にも記載）	13,144人（令和4年度末）	20,000人（令和10年度末）
	教科等横断的な学習や探究活動を行うことで、学びが深まったと感じる生徒及び教員の割合	なし	90.0%（令和10年度）
	児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合*（施策16にも記載）	73.4%（令和4年度）	100%（令和10年度）
3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進	地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合	小学校5年生 69.0% 中学校2年生 47.4% (令和5年度)	小学校5年生 80.0% 中学校2年生 60.0% (令和10年度)
	中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当（英検3級等）以上を達成した生徒の割合	50.1%（令和4年度）	60.0%以上（令和10年度）
	高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当（英検準2級等）以上を達成した生徒の割合	42.6%（令和4年度）	50.0%以上（令和10年度）

施策		指標	現状値	目標値
4	技術革新に対応する教育の推進	データサイエンスの手法を用いた探究活動を実施した高等学校の割合	なし	80.0% (令和10年度)
5	人格形成の基礎を培う幼児教育の推進	幼児教育施設と小学校との接続を意識した教育課程の編成や指導計画を作成した小学校の割合	16.7% (令和4年度)	50.0% (令和10年度)
6	豊かな心を育む教育の推進	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況*	小学校 85.0% 中学校 86.1% (令和5年度)	小学校 100% 中学校 100% (令和10年度)
7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実	いじめの解消率*	97.9% (令和4年度)	100% (令和10年度)
8	人権を尊重した教育の推進	「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合	なし	100% (令和10年度)
9	健康の保持増進	毎日朝食を食べている児童生徒の割合	小学校6年生 84.4% 中学校3年生 78.2% (令和5年度)	小学校6年生 90.0% 中学校3年生 90.0% (令和10年度)
10	体力の向上と学校体育活動の推進	体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合*	小学校 78.1% 中学校 81.3% 全日制高等学校 87.0% (令和5年度)	小学校 86.0% 中学校 89.0% 全日制高等学校 90.2% (令和10年度)
11	キャリア教育・職業教育の推進	将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小学校6年生 82.7% 中学校3年生 67.8% (令和5年度)	小学校6年生 87.0% 中学校3年生 74.0% (令和10年度)
		職業体験やインターンシップを実施した高等学校の割合	27.5% (令和4年度)	85.0% (令和10年度)
		特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率* (施策13にも記載)	85.9% (令和4年度)	91.9% (令和10年度)

施策		指標	現状値	目標値
1 2	主体的に社会の形成に参画する力の育成	主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	51.0% (令和4年度)	100% (令和10年度)
1 3	障害のある子供への支援・指導の充実	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率* (施策11にも記載)	85.9% (令和4年度)	91.9% (令和10年度)
1 4	不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合*	59.5% (令和4年度)	85.0%以上 (令和10年度)
		公立高等学校における中途退学者の割合*	全日制 0.87% 定時制 6.20% (令和4年度)	全日制 0.79% 定時制 5.60% (令和10年度)
1 5	一人一人の状況に応じた支援	帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数*	400人 (令和4年度末)	1,000人 (令和10年度末)
1 6	教職員の資質・能力の向上	「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数 (施策2にも記載)	13,144人 (令和4年度末)	20,000人 (令和10年度末)
		児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合* (施策2にも記載)	73.4% (令和4年度)	100% (令和10年度)
		教職員の懲戒処分件数	総数 29件 うち管理職 3件 (令和4年度)	総数 0件 うち管理職 0件 (令和6年度～令和10年度の各年度)
1 7	学校の組織運営の改善	小・中学校におけるコミュニティ・スクール数* (施策23にも記載)	891校 (令和5年度)	全小・中学校 (令和8年度)
1 8	魅力ある県立高校づくりの推進	「県立学校魅力発信サイト」の閲覧数	23,162件 (令和4年度)	57,000件 (令和10年度)

施策	指標	現状値	目標値
19 子供たちの安心・安全の確保	警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合	28.2% (令和4年度)	100% (令和10年度)
20 学習環境の整備・充実	児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる県立学校教員の割合	71.6% (令和4年度)	100% (令和10年度)
21 私学教育の振興	統合型校務支援システムを導入し、教育の質の向上に取り組む高等学校の割合*	69.1% (令和4年度末)	100% (令和8年度末)
22 家庭教育支援体制の充実	「親の学習」講座の年間実施回数	988回 (令和4年度)	2,000回 (令和10年度)
23 地域と連携・協働した教育の推進	「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合*	47.6% (令和4年度)	58.0% (令和10年度)
	小・中学校におけるコミュニティ・スクール数* (施策17にも記載)	891校 (令和5年度)	全小・中学校 (令和8年度)
24 生涯学び、活躍できる環境整備	1年間に生涯学習に取り組んだ人の割合*	74.6% (令和4年度)	78.0% (令和10年度)
25 社会教育の推進	県が情報発信している社会教育施設の講座等の件数	771件 (令和4年度)	2,500件 (令和10年度)
26 文化芸術活動の充実	埼玉県芸術文化祭への参加者数	977,695人 (令和4年度)	1,500,000人 (令和10年度)
27 伝統文化の保存と持続的な活用	県立博物館等の年間利用者数	627,505人 (令和4年度)	1,000,000人 (令和10年度)

施策	指標	現状値	目標値
2.8 スポーツ・レクリエーション活動の推進	週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合*	56.2%（令和5年度）	65.0%以上（令和10年度）
2.9 競技スポーツの推進	国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数	461人（令和4年度）	500人以上（令和10年度）

10 計画の推進に際して

- (1) 社会全体で取り組むための連携・協働
市町村、学校、家庭、地域、大学、企業、NPOなど様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働しながら、社会全体で本計画を推進する。
- (2) 計画の着実な実現
客観的な根拠を重視した行政運営（EBPM）にも留意しつつ、PDCAサイクルにより計画を着実に実現するとともに、必要な予算の充実・確保に努める。